

～災害対策基本法に基づく雪害対応にかかる状況確認型訓練を実施～

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成26年11月14日に成立し、平成26年11月21日に公布・施行されました。

改正法に基づく道路管理者による車両移動の流れを各関係機関が現地にてトレースすることにより、対応の流れについての認識の共有を図ることを目的とした訓練を実施しました。

〈訓練の概要〉

日時:平成26年12月19日(金) 9:30～12:00

場所:道の駅朝霧高原 臨時駐車場内
(富士宮市根原字宝山492-14)

参加機関:静岡県事務所、甲府河川国道事務所、静岡県、富士宮市、富士宮警察署、中日本高速道路(株)、富士建設業協会(13社)、静岡建設業協会(1社)、清水建設業協会(2社)、島田建設業協会(4社)、静岡県道路舗装協会、日本建設機械レンタル協会静岡支部、静岡県レッカー事業協同組合 計12機関

訓練内容:

- ①図上訓練-道路法に基づく規制実施、災害対策基本法に基づく区間指定に向けた各機関との連絡、様式等の作成
- ②実働訓練-放置車両の除去訓練、除雪訓練

〈雪害想定〉

・国道139号富士宮市内(北山IC以北)において積雪。山梨県境付近では30cmを超える積雪を想定。

・県境付近の35kp付近においてスタック車両が発生し、除雪も間に合わない状況。

・富士宮市根原地区において大雪による孤立集落が発生。さらに、孤立集落において急病人が発生し、緊急車両の通行確保が必要となる。



図上訓練実施状況



富士宮市から孤立集落発生への報告



図面上での指定区間検討状況

～災害対策に基づく
手続き～

訓練からの課題と 今後の対応策(案)

【課題(一例)】

・孤立集落への緊急車両通行車両確保のためには直轄と自治体路線の連携が必要

～関係機関との
情報連絡訓練～



中日本高速道路(株)からの報告



指定区間の公安委員会への通知

【対応策(案)】

・各道路管理者の規制状況、区間指定状況を地図上で共有する仕組みの検討

実働訓練実施状況



～スタック車両運転手への通知～

移動拒否をする運転手に対し、災害対策基本法による移動内容や補償に関する事項を通知するとともに、警察協力のもと運転手の理解を求める。



～車両の記録状況～

デジタルカメラやビデオカメラを用いて移動前後、若しくは移動中の車両状況を記録し、補償対象か否かの判断資料とする。



～自走不可車両の移動～

大雪等で自走ができなくなっている車両をレッカー車やグレーダなどにより牽引し、緊急車両の通行の妨げにならない位置まで移動する。

【課題(一例)】

・補償の際の責任の明確化が必要。

【対応策(案)】

・移動の際のチェックリスト作成
・運転手の承諾(サイン等)をもらうことについての徹底。